

熊野直樹著

『麻薬の世紀』

——ドイツと東アジア 一八九八—一九五〇——

後 藤 春 美

本書は、これまで全く研究されてこなかったナチス・ドイツと「満洲国」の阿片取引や、独日両国の敗戦後奉天（現在の瀋陽）と神戸に残されていた、元来ナチス・ドイツ所有であった阿片がどうなったのかなどにつき、ドイツ経済使節団代表ヘルムート・ヴォールターが残した外交史料、ならびに、国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ/SCAP文書内の史料群を用いて解明した画期的な研究である。

世界の多くの人々が欲し、広く取引された世界商品をめぐる研究がある。シドニー・ミンツ『甘さと権力』、川北稔『砂糖の世界史』などが出されてきた（二頁）。砂糖の甘く、どちらかと言えば明るいイメージとは異なり、阿片は闇、犯罪などを連想させる。そうではあっても、阿片も世界商品の一つであった。

なぜ阿片は人々に求められたのだろうか。中毒性という大きな問題が確かにあり、麻薬中毒に陥った者は阿片を強く求めた。しかし、ただの危険薬物であったのなら、阿片を使った者はもっと少数であり、その規制も少しは困難でなかったであろう。実際には一九世紀後半まで、いや、場所によっては二〇世紀中葉になっ

ても、阿片は薬、予防薬として有効なものと考えられていた。南アジアから東南アジア、中国にかけての広い地域では、マラリアが多くの人を苦しめた。一方で、マラリアの薬として有効なキニーネは当時まだ人工的に製造できず、キナの木が栽培される地域も限られていた。そのような中、マラリアの予防薬あるいは治療薬として阿片は有効と考えられていた。阿片は下痢止めとしても有効であった。日本で阿片が蔓延しなかった理由の一つは、八重山を除いてマラリアの流行地域ではなかったということもあったのではないだろうか。^①

広い地域で使われた阿片は通貨のような役割も果たした。「柔らかな稀土ゆえに、長く伸ばしてボロで包み、縄に握じつて腰紐に結べば誰にもわからず、どこにでも隠せたという」（一〇四頁）。特に、国境を越えるなど異なった通貨圏に赴く際には、阿片は貨幣や紙幣の有用な代替物だったのではないだろうか。^②

阿片が広く使われたのには、支配側の必要もあった。徴税機構が確立されていなかった時期の諸帝国において、阿片は被支配者から税を徴収する上で非常に役に立った。^③

さらに、阿片はモルヒネの原料となる。そして、「痛みを消す」という阿片、モルヒネの効能は、恐らく軍隊にとつて、なくてはならないものであった。

アミタヴ・ゴシユの小説に『罂粟の海 *Sea of Poppies*』がある。これは阿片戦争直前のインドを舞台としたものであるが、主人公の女性は親族同士の決めた相手と結婚させられる。夫は、すでに阿片中毒であった。しかし、彼女の親族が彼女を意図的に不幸な結婚に追いやったわけではない。夫は以前、東インド会社の

第三章 第二次世界大戦期の独「満」関係

第二章 ドイツの通商政策の史的展開——バター・マーガリン・満洲大豆

第一章 二〇世紀初期における阿片と独亜関係

序章

傭兵（セボイ）として彼女の兄と共に戦った。そして、その当時は、兄にとつて自分の妹の夫となつてほしいと思うほどの青年だつたのである。この青年はセボイとして勇猛に戦い、負傷し、痛みを和らげるために阿片を与えられ、使い、そして依存症になつてしまつた^④（なお、この書は、イギリスがいかにイギリス法を適用することで植民地支配を固めていったのかに関しても目に浮かぶように描いている。もとの音声を再現しようとした会話部分は非常に読みにくいが……）。

兵士が負傷しても戦場に放置するというのでない限り、古くは阿片、そして二〇世紀にはモルヒネが軍には必要だつたのではないだろうか。私的なものではなく国家の軍隊に兵士を召集して戦わせる以上、負傷すれば治療せねばならない（それはまた、前線に再投入するためだつたのかもしれない）。大きな負傷を手術するのであれば、二〇世紀にはモルヒネを用いたであらう。召集した兵士を治療することができなければ、国の軍隊としての体をなさなかつたのではないか。だからこそ、阿片を日本軍が「軍用品」として運び、本書が詳述するようにナチス・ドイツや、戦後はアメリカ合衆国が手に入れようとしたのであらう。

ここで本書の構成を紹介しよう。

第四章	独ソ戦勃発と独「満」関係——満洲大豆から阿片へ
第五章	「満洲国」の阿片政策とナチス・ドイツの阿片・モルヒネ政策
第六章	ナチ阿片のゆくえ
第七章	阿片と日華賠償問題
補論	コカと独日関係——第二次世界大戦期を中心に
終章	

第一章では、まず、罂粟、阿片、モルヒネの定義を示し、次いで一八九八年に膠州湾一帯を租借してから一九二〇年代にかけてのドイツ阿片政策を概観する。膠州湾一帯には阿片問題が存在したため、ドイツは一九〇二年に「阿片二関スル規則」を施行した。これによって罂粟栽培は禁止されたが、吸煙は煙館で自由に、正規の阿片ならば自宅でも行うことができた。その後のドイツの対応は、国際的な規制の高まりを反映した。一年には全煙館に廃業を命じ、翌年には「阿片取締規則」を公布して煙膏の専売制度を導入した。一方、ドイツ本国に関して画期となつたのは、国際連盟主催の国際阿片会議で二五年に締結されたジュネーヴ阿片条約を受け、ドイツが連盟に加盟していた三〇年に「麻酔剤取引に関する法律（阿片法）」が施行されたことである。これによって麻薬の生産量は急減し、ドイツと東アジアの間では大規模な麻薬取引は行われなくなつた。

麻薬に代わつてドイツと東アジアの間で大規模に取引されるようになったのは満洲大豆であつた。第二章は、一九三〇年代前半のドイツでの、穀物経営を主とするユンカーと酪農畜産経営を主

とする農民との利害対立から説き起こす。一九三三年、ヒトラー政権の経済大臣兼食糧農業大臣は油脂法を成立させた。これは、安価な飼料であった満洲大豆や大豆粕の流入を阻止する一方、酪農畜産農民の反発を防ぐためバター価格を引き上げるという内容の法律であった。これによって満洲大豆の輸入は大幅に減少した。第三章は、一九三五年から四一年にかけての満洲大豆取引を取り扱う。国内に油脂不足が生じていたドイツは、三六年、満洲大豆を輸入するために独「満」貿易協定に調印し、以後満洲大豆の輸入量は着実に増加していった。第二次世界大戦勃発後は英仏による海上封鎖の可能性により輸送方法が課題となったが、四〇年に独ソ経済協定が締結されると、満洲大豆はシベリア鉄道を通じて本格的にドイツに輸出されるようになった。

第四章では、一九四一年四月のヴォールタート来「満」・来日以降、ドイツが要求する大量の大豆を供給できないことから、「満洲国」が代わりに阿片で支払うこととなっていく経緯を説明する。日独伊三国同盟締結後の四〇年一〇月下旬、日本政府は、円ブロックとドイツ統治下の諸領域との間での経済協定締結をドイツ側に提案し、ドイツ経済使節団の東京への派遣を要請した。そして日本側は、使節団代表候補としてヴォールタートを挙げた。彼に満洲重工業開発株式会社総裁鮎川義介との接触があったことを考慮した推挙であった。

「満洲国」でヴォールタートは独「満」貿易協定の有効期間延長予備交渉を行い、四一年五月末に日本で調印にこぎ着けた。予備交渉の段階からすでに「満洲国」が満洲大豆を引き渡せない場合には大豆の代わりに阿片と大豆油を引き渡すことで合意がとれ

ていた。実際、この年の食糧不足により、「満洲国」側は早くも阿片で支払うこととなった。

ドイツが阿片を要求した理由としては二つが考えられている。

第一に、「当時戦争中であったドイツにとって、医薬品であるモルヒネは必需品であり、その原材料として阿片は必要不可欠であった。イギリスの対独通商報復令実施による海上封鎖によって、それまでインドやイランから輸入していた阿片がドイツに輸送されなくなった」（七九頁）。第二に、「東南アジアで戦争に必要な原材料と交換するための物資として阿片が利用された」（八〇頁）。タイや仏領インドシナは当時依然阿片専売制度を採っていたが、大戦勃発によってインドやイランからの阿片輸入が困難となっていた。そこで、ドイツがゴムや錫などの物資を輸入する際に交換物資として阿片が利用された可能性が考えられているのである。

ヴォールタートは、一九四一年六月の独ソ戦勃発によって帰国困難となり、第二次世界大戦を通じて戦争に必要な物資を東アジアで購入し、ドイツへ輸送する統括責任者となった。四三年以降の独「満」通商関係は阿片を中心とした貿易となり、四三年の協定で阿片一〇トン、四四年の協定で阿片四〇トン、粗製モルヒネ五〇〇キロの提供が約束された。提供された阿片の一部は蒙疆産であった。また、ドイツは「満洲国」側が提示した価格に不満であったのだが、四四年八月、それまで阿片の輸出国の一つであったトルコがドイツとの外交経済関係断絶を決定したため、ドイツとしては「満洲国」から購入する以外に道はなくなった。輸送は、シベリア鉄道が利用できなくなると特設（仮装）巡洋艦によって、四四年以降は潜水艦によって行われ、四五年まで継続した（以上、

第四章)。戦争末期、暗号「エニグマ」が解読され、イギリスがすべてのドイツ船の位置を突き止められるようになるとUボートの封鎖突破は減多になくなった(第六章、一二九頁)。

第五章では、「満洲国」の阿片政策、次いで、ナチス・ドイツの阿片政策を紹介する。「満洲国」の阿片専売に関しては、つとに山田豪一氏の研究があるが、本章でも満洲国阿片専売の失敗が整理される。一方、ナチスは、「兵士の戦闘能力の維持のためにモルヒネをベルヴィティンと混ぜて使用していた」。兵士は「覚醒し、かつ痛みを知らないままであった」という。阿片、麻薬自体が問題なのではあるが、ナチス・ドイツでは、優生学に基づくグロテスクな使用も行われていたことが示される(一一五—一二〇頁、および、補論、一八八頁)。

第六章では、ナチ阿片が戦後どうなったのかを解明する。独「満」阿片貿易において横浜と並ぶ中継港であった神戸には、日本の敗戦時、輸入手続きが未了であったためドイツのローゲス商会所有とみなされた阿片約三・九トンがあった。この阿片は、一九四五年一月三十一日にアメリカ陸軍第三師団所属の兵士らによって押収された。五〇年九月にはGHQと日本の通商産業省の間で阿片売買契約が持ち上がり、結局GHQはこれを厚生省の医薬品購入予算を用いて通商産業省に買わせ、「その売上金は実質的に連合国軍最高司令官に渡った」というのである(一二二—一二四頁)。アメリカ合衆国が関与してくるころは、細菌兵器の顛末を彷彿とさせる。

第七章は、戦中、戦後に中国大陸から日本に持ちこまれた阿片のゆくえを追う。まず、奉天に保管されていたがドイツ降伏後

「満洲国」の関東軍に引き渡されたナチ阿片である。現在の史料状況において、ゆくえは不明なのだが、中には日本に密輸されたものもあったようだと推察されている。次いで本章では、第二次世界大戦後の中華民国の動向に目が向けられる。

一九四九年一月二日、「中国賠償帰還代表団」から「略奪財産として日本で保管されていた中国出自の全阿片と、その派生物である粗製モルヒネの返還要求が初めてなされた」。一方、五月一日にアメリカ政府は連合国軍最高司令官に対して中間賠償撤去中止命令を発令、九月二日には極東委員会においてインド代表が対日賠償中止を提案、一〇月七日にはオーストラリア外相が対日賠償放棄声明を発表した。しかし、「国民政府は台湾に逃れて以降、金の備蓄が減り、財政難に陥っていたようである」と観察される。阿片に関しても当初は「日本側が想定した価格の四倍の金額と現金払いを要求していた」。また、一九五〇年四月には、「日本から略奪財産として六八万ドルの金塊やダイヤが、国民政府へ返還されていた」(二五七—二六四頁)。

一九五〇年六月六日、対日講和問題担当のジョン・フォスター・ダレスが「無賠償方針」を打ち出すと、蒋介石はこれに反発しながらも、アメリカの主張をできるだけ受け入れる方針を決定した。ただし、中華民国外交部は、二月まで対日賠償全放棄の意向をアメリカには漏らさない方針をとった。そのため、六月二五日の朝鮮戦争勃発、七月の「対日講和七原則」による無賠償原則の正式発表後も、アメリカは国民政府が依然として賠償にこだわっていると見ていた。ようやく翌年一月二二日に、顧維鈞駐米大使はダレスに対し、正式に「対日講和七原則」への回答を送

った。その中で彼は、他のすべての国が賠償放棄に同意することを条件として「中国政府」も賠償放棄の用意があると表明した。しかし、それまでの過程で、「国民政府は略奪財産としての阿片と粗製モルヒネの返還と、その日本政府への売却という方法で、日本から賠償金を事実上取り立てていたのであった。賠償機械を中心とする中間賠償の八千万円とは別に、阿片・粗製モルヒネの返還と売却を通じて、賠償機械の修理費及び予備部品購入費の名目で、中間賠償の補填として中華民國は約一億円を取得していたのであった」(二六五―二七一頁)。

補論では阿片やモルヒネではなく、コカ樹の葉から精製されるコカインを取り扱う。すでに一九一二年のハーグ国際阿片会議の頃からモルヒネを多く生産したイギリスに対し、ドイツはコカインの産出国であった^⑦。原料のコカの葉は、一八九〇年代にはペルーとボリビアから、第一次世界大戦から大戦間期にはジャワから輸入した。日本も当初はコカの葉をジャワから輸入していたのだが、一九一六年には台湾、二四年には硫黄島、二九年には沖繩でコカ樹の栽培を開始し、それらを利用することに転換した。ナチス・ドイツは、第二次世界大戦勃発によってジャワ産コカ葉が利用できなくなると、それを日本から輸入することとなったのである。また、本章は第二次大戦中、南方軍が陸軍衛生材料本廠に輸送したコカが戦後どこに行ったのかということも追究している。終章では、本書をまとめ、「平和に対する罪」の訴因となった敗戦国の阿片政策や阿片取引が、戦後長い間忘れられた背景には……戦後処理に関わる戦勝国側の不都合な史実もまた存在した」のである(二二二頁)と締めくくっている。

今回熊野氏が、日本語や漢字圏の資料、比較的取りかかりやすい英語の資料だけでなく、ドイツ語の資料を用いて本テーマに取り組まれ、このような成果を出されたことは誠に素晴らしい。阿片は日本やイギリス帝国の問題にはとどまらなかった。戦中、戦後ということではないが、蘭領インドに関してはジェイムズ・ラッシュ(James Rassa)の研究もある。また、熊野氏がナチス・ドイツに範囲を限らず、日本語や漢字圏の資料も駆使したこともあるべき姿だと思う。

評者は熊野氏が初めて解き明かす事実を大いなる興味を持って読むばかりだったのであるが、小さな疑問点もある。一九四三年、東京で日本主催の下に東亜阿片会議が開催された。そこで「満洲及び蒙疆は東亜の阿片供給基地として阿片を増産し、東亜各国の阿片の要求に必ずべきこと」という決議が採択された。これを受けて総務庁長官武部六蔵と総務庁次長の古海忠之は「満洲国」を阿片供給基地として阿片を増産することとしたというのだが、この理由は熊野氏が書くように当時「阿片の専売が実施されて」いた「大東亜共栄圏」下「各国の阿片の要求に応じるため」だけであったのだろうか(二一〇―二一一頁)。ドイツと日本の敗色が濃くなるにつれ、阿片の必要量が增大していったという理由もあったのではないだろうか。軍の購入記録が残っていれば、それとつきあわせて考える必要があるのではないだろうか。このような不都合な資料は破棄されたであろうか。

また、もう一つ課題と考えられたのは、独「満」間でのトン単位のア片貿易という衝撃、重みをいかに測るか、ということである。これはナチス・ドイツと「満洲国」という尋常ならざる二国

の間でのみ起こり得たことなのだろうか。連合国はモルヒネなしで戦うことができたのだろうか。この点に關し、評者も第二次世界大戦中のインド阿片輸出に關する資料を少し見たので、比較考量的ため紹介することとしよう。

戦争の際に阿片を必要としたのはナチス・ドイツだけではなく、アメリカ合衆国で麻薬取り締まりの中心に立っていた連邦麻薬取締局長官ハリー・アンスリンガー (Harry J. Anslinger、在職一九三〇年～六二年) ですら、戦争中には阿片が不足することを予想していた。アメリカへのインド阿片の供給問題は、参戦前の一九四〇年一月の段階ですでに言及されていた。^⑩

また、当時イギリスはドイツからモルヒネ等の市場を奪おうと、インド政庁に、阿片の在庫、年間に供給可能な生阿片や粗製モルヒネの量につき問い合わせた。一九四一年の罂粟栽培面積は四〇年四月末までに決定しなければならず、インド政庁はイギリスの要求に非常に前向きに対応した。^⑪

ソヴィエト連邦も阿片を必要としていた。一九四四年三月、イギリスがトルコで阿片を購入したと聞きつけると、英国駐在ソ連通商代表は、これを自分たちに提供する可能性を尋ねて来た。これに対しイギリスは、ロシア向け阿片はイランから供給すると取り決められており、トルコからイギリスが購入した阿片をソ連に振り向けることはできないと回答した。ただし、この阿片からモルヒネとコデインを精製する予定で、それはソ連にも供給することであった。^⑫ソ連は次いで、インド阿片の購入可能性を尋ねたが、インドは一九二四―二五年のジュネーヴ国際阿片会議での孤立を受け、一九二六年二月には、一〇年程度かけて医療科学目

的以外の阿片輸出を停止することにしていた。^⑬そのため、英インド省は、インドは原則としてすでに輸出を停止したので、イギリスとアメリカには供給しているものの、ソ連に關しては他の供給源すべてに当たってみたという保証が欲しいとの考えであった。

同年六月にはトルコからの阿片供給は期待したほどではないことが判明し、インドがイギリスに五〇トン、アメリカに二〇トン、ソ連に三〇トン提供するとの提案がなされた。ソ連の必要量が少なければそれをアメリカに提供するし、より良質の阿片を提供できるとのことであった。^⑭この量を見ると、ナチス・ドイツが「満洲国」から購入した阿片のみが極端に多いとは言えないようである。

ナチス・ドイツと「満洲国」の間と同様に、阿片の価格も問題となった。一九四四年後半になると、すでに連合国側の優勢が明瞭となったためもあるが、アメリカもソ連もインドとイギリスが提示した価格が高すぎるとの理由でインド阿片は購入しなかった。ソ連は、より安価な阿片を他所から手に入れることができたようである。^⑮この他所とはどこだったのであるうか。トルコか、イランか、あるいはもつと東の阿片生産国だったのか。このインド省の記録からはわからない。

本書評の冒頭でも述べたことであるが、ナチス・ドイツと「満洲国」の阿片取引や、独日両国の敗戦後奉天と神戸に残されていた、元来ナチス・ドイツ所有であった阿片がどうなったのかなどについて、これまで全く研究されてこなかった。熊野氏は、濫用による害ではなく、医薬品の原料ともなるという観点から阿片問

題を検討された。それによって、これまで日本と「満洲国」のつながりの中でのみ考えられてきた阿片問題が、実はむしろ遠くまで、ユーラシア大陸を股にかけたグローバルな広がりを持つていたことが示された。本書に続き、世界商品の一つである阿片などに関し客観的事実を明らかにしようとする研究が今後も積み重ねられていくことを期待しつつ筆を擱くこととしよう。

- ① 飯島渉『マリアと帝国——植民地医学と東アジアの広域秩序』（東京大学出版会、二〇〇五年）第二章。
- ② 尾坂徳司『四川雲南ビルマ紀行——作家・支那と二〇年代アジア』（東方書店、一九九三年）二四八―二四九頁。
- ③ たんべつ Carl A. Trocki, *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1990.
- ④ Amitav Ghosh, *Sea of Poppies*, London: John Murray, 2008, paperback edition, 2009, pp. 4, 32–36.
- ⑤ 後藤春美『アヘンとキリス帝国——国際規制の高まり——一九〇六～四三年』（山川出版社、二〇〇五年）六二―六四頁。
- ⑥ 山田豪一『満洲国の阿片専売』（汲古書院、二〇〇二年）。
- ⑦ 後藤『アヘンとキリス帝国』四八頁。
- ⑧ James R. Rush, *Opium to Java*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1990.
- ⑨ John C. McWilliams, *The Protectors: Harry J. Anslinger and the Federal Bureau of Narcotics, 1930-1962*, Newark: University of Delaware Press, 1990, pp. 95–96.
- ⑩ British Library, India Office Records, IOR/L/E/9/734, 10 Jan. 1940, letter from F. Thornton, Home Office, to W.D. Tomkins, India

Office.

- ⑪ BL, IOR/L/E/9/734, 10 Jan. 1940, draft telegram, Secretary of State for India (hereafter SoS) to Govt of India, 13 Jan. 1940, telegram from Govt of India, finance department, central revenues to SoS, 3 Feb. 1940, from R.L. Gupta, Deputy Secretary to the Govt of India, to Under SoS, economic & overseas dept, India Office.
- ⑫ BL, IOR/L/E/9/734, 22 Mar. 1944, from D. Borisenko, trade delegation of the USSR in the UK, to R.C. Roy, office of the war cabinet, 2 Apr. 1944, from F. Warburton, directorate of medical supplies, ministry of supply, to Juliet Henley, office of the war cabinet.
- ⑬ 後藤『アヘンとキリス帝国』一〇一頁。
- ⑭ BL, IOR/L/E/9/734, 15 Apr. 1944, letter from Soloviev to Roy, 20 Apr. 1944, letter from W.W. Nind, economics and overseas, India Office, to Henley.
- ⑮ BL, IOR/L/E/9/734, 21 June 1944, telegram from finance department, central revenues, intelligence branch, to high commissioner for India, London, 2 Aug. 1944, outward telegram from high commissioner for India, London, to Secretary to Govt of India, finance dept, central revenues, intelligence branch, New Delhi.
- ⑯ BL, IOR/L/E/9/734, 13 Dec. 1944, Marlow, office of the high commissioner for India, to Nind, 16 Dec. 1944, R. Dawson Hutchinson, ministry of supply, to Nind.

（A5判 東京大学出版会、二〇一〇年、

二七二頁、七〇〇〇円＋税）

（東京大学大学院総合文化研究科教授）